

第29回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年12月2日（金） 午後3時
場所	上市町役場2階 第1会議室
出席委員	12名 1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之 6番 宮崎 順子 7番 藤田 秀雄 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男 10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁
出席推進委員	3名
事務局	出席者 事務局長 酒井 紀明 事務局長代理 田中 明紀子
議事録署名委員	1番 稲葉 悟 4番 村上 正毅
議事日程	1. 開 会 2. 会長の挨拶 3. 議事録署名委員の指名 4. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について 議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について 議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 5. その他 6. 次回委員会の開催予定について 第30回総会 日時 令和5年1月5日（木）午後2時から 場所 上市町役場2階 第1会議室 7. 閉会
15:00	開会
事務局長	それでは、第29回上市町農業委員会総会を開催したいと思います。宜しく申し上げます。 只今の出席委員は、12名中全員であります。定足数に達しております。総会が成立することをご報告します。 推進委員につきましては井原推進委員、松井推進委員、丸山推進委員にご出席をいただいております。
会長	はじめに開会にあたりまして、碓井会長よりご挨拶をお願いします。 会長あいさつ
事務局長	はい。ありがとうございます。 それでは議事に入ります。 総会の議事、会長が行うことになっております。宜しく申し上げます。
会長	では、はじめに議事録署名委員の指名を行います。1番 稲葉委員、4番 村上委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員 田中さんを指名いたします。 これより、議事に入らせていただきます。 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	はい。（議案書をもとに説明） 申請地見取り図は3ページから4ページでございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認をお願いします。以上です。
会長	ただいま事務局の説明に関連し、地区担当委員から報告をお願いいたします。 1番について●●委員、2番●●委員、●●推進委員お願いいたします。では1番の方から
委員	はい。それでは1番所有権移転の審議をお願いいたします。調査書あるいはですね、写真等につきましては、そこに載せてあるとおりであります。●●さんはですね、ちょっと体が弱くて高齢の為と書いてありますが、もちろん高齢の為なんですけど目の方がちょっと都合が悪くなっておられて、田んぼどころか新聞も読めないくらいになっているといったことでもあります。そういう事で後継者がいないために後々が心配だということで、申請されております。また、この●●さんのおばあちゃんはこの●●さんの家からお嫁に来ておられて、だから近い親戚になります。今回は一筆だけですが、年明けてからですね、他の所も所有権移転の申請をなさるのでないかと思っているところであります。問題はなかるうというふうに思ってます。以上であります。
会長	はい。じゃあ2番について●●委員、その後●●推進委員お願いします。

委員 はい。お願いします。場所の方はスーパー農道の●●の信号を曲がったところにあります。田んぼの方は●●さんと●●さんの前でありまして、今現在も畑として耕作しておられるという事です。特に問題はないと思います。以上です。

会長 では、●●推進委員

委員 はい。別に問題ないかと思えます。

会長 それではこれより質疑に入りますので、質問等ある方は発言のほどお願いいたします。

委員 なし

会長 はい。今なして声が聞こえましたので採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

(挙手)

会長 議案第1号について全員賛成と認め、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

会長 では次に、「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

事務局 申請地見取り図は、7ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認をお願いします。以上です。

会長 では、ただいまの事務局の説明に関連し、地区担当委員からの報告をお願いいたします。

1番2番両方とも●●委員、●●推進委員、●●委員の方からお願いいたします。

委員 今程、現地を見て説明を聞いてきました。では1番から。写真1の敷地ですけれども工場のすぐ横になります。説明にもありましたが、今ある工場の横に新しく工場を建てるとのことでした。手前の道と今ある工場の敷地と同じ高さまで土盛りするという事です。雨水は写真の手前の左側の方に柵を設けてそこに水をためて道を挟んで、用水の方へ流すという事でした。隣の境は敷地よりもちょっと高めの擁壁を設置して、雨水が入らないようにするという事でした。

2番は、ここも現在ある敷地のすぐ横に隣接しておりました。この写真ではちょっとわからないですけど、西側と北側には別に●●●●の敷地がありまして、現在北側の方には駐車場が作られておりました。そしてそこに続いて新たに駐車場を増設するとのことです。現在ある駐車場と同じ高さの敷地にして、北側の方に雨水の柵を設けて北側の方へ、工場が建っている方の用水へ雨水を流すという事でした。隣接する田んぼとの境にもやっぱり敷地よりは高めの擁壁を設けるとおっしゃっておりました。結果今のところ何も問題ないんじゃないかと考えました。以上です。

会長 じゃ続きまして●●推進委員

委員 はい。実は以前にもこれより多くの田んぼを買うとかそういう話がありました。皆承諾していたんですが、まあ途中になって中止となったわけでございます。その中に今日の案件もありました。案件1番の●●●●さんですが現在、●●●●に住んでおられます。それで●●●●の住宅は今空き家状態になっております。お父さんお母さんがおられた時は、まあ健康な時は田んぼをしておられたんですが、体がちょっと都合が悪くなってから、●●●●の●●●●さんがその後耕作をしていたんですが●●●●さんの方も体が都合悪くなって、その後は町内の方が●●●●さんの田んぼと●●●●さんの田んぼを耕作しておられます。2番の田んぼは●●●●さんが全部受けておられます。転用については何も問題ないと話しておられたので、問題ないと思います。以上です。

会長 はい。ではこれより質疑に入ります。質疑のある方はご発言のほどお願いいたします。

●●●●さんとは利用権設定されてないよね。

事務局 されていた所がありました。一番最後の報告案件で1つ上がってます。駐車場敷地の方ですが、これ解約しておられます。

会長 何かご質問の方は

会長 ないですね。では採決いたします。議案第2号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手の方お願いいたします。

(挙手)

議案第2号については全員賛成とみて認め、議案2号については「意見なし」とすることになります。

会長 ただし1番については県の常設審議委員会にかかってくるので7日に現地調査が入ります。

会長 では次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

事務局 農用地利用集積計画については10ページから13ページをご確認をお願いします。以上です。

会長 はい。ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方ご発言の程お願いいたします。

会長 法人●●●●さん、ちょっと法人にしては期間が寂しいね。

事務局 中間管理事業との一本化のからみもあるかもしれないです。一応3年ほど猶予があるので、その間はそのまま引き続きというお気持ちがあるのかもしれないです。

委員 まあやっぱりなかなか大変だからね。

会長 それと担い手との繋がりがね。あと後継者問題、担い手と後継者問題が繋がってくる。やっぱり後継者がおられん所はね。後継者がしっかりと見つかっておれば面積増やしていけると思うけどね。

よろしいですかね。

会長 では採決いたします。議案3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

(挙手)

全員賛成と認め、議案第3号については原案のどおり承認いたしました。

会長 では次に「議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について」事務局より説明の程お願いいたします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

申請地の見取り図は16ページから17ページでございます。現地写真も確認されご審議お願いします。以上です。

会長 はい。事務局の説明に関連し、担当委員、推進委員から説明とご意見の程お願いいたします。

●●委員、●●推進委員。●●委員の方からお願いいたします。また今回も現地に行ってきたと聞いております。ご苦労様です。

委員 はい。11月28日に事務局に案内してもらいました。まず1番と2番についてですが、見取り図が16ページです。●●の集落からですね●●●にかかっております●●橋というところに行く道路なんです。現地の写真は一番最後のページに載っております、●●●が1番2番の現地写真です。現地の状況ですが、写真のとおりです。かやが茂っております。こんな状態でしかやとか雑木が生えたままの原野の状態であります。長年人の手が加えられずに放置されていたと、そのような土地であると思います。周辺も全体的にこの様な原野になっております。で仮にですね、農地に復元しましても●●でお住まいしている●●さん家族に管理は出来ませんし、またかといって地元の人をお願いしたところで協力的な面も見込みません。従って非農地にして山に戻すという方法が一番いいんじゃないかと思えます。

次にあの3番4番についてですが、見取り図の17ページそちらの●●の貯水池の上流の方の見取り図であります。先ほどの申請地の1番2番の場所からですね、道路をずっと下りていきますと●●集落の跡地があります。1番下の方に家と書いてあると思うんですが、そこには現在人が住んでいません。家の形は残っていますが、でももう廃屋っていいですかねそんな状態の家屋が1つ2つありました。申請地はこの集落跡地付近からですね左の山の方に入ったところにあるそうですが、歩くと相当時間がかかる状況で現地の写真と航空写真、それから●●●●から見て判断してもらおうというかたちです。状況ですがこの写真のとおりですね、雑木と笹が見えております。航空写真で見ても同じ様な状態であります。よってですね1番2番と同様農地に復元しましても活用が見込めないことから非農地にするのが妥当ではないかというふうに思います。以上です。

会長 はい、では●●推進委員

委員 はい。先月28日に現地確認に行ってきました。●●の1番から4番までですが、どちらもすでに山里から、●●の方から●●の方へ向かって行くところ。道路はアスファルトになっておりましたが車1台やっと通れるという様な道幅の狭いところでして、路上で車を止めて遠くから確認することしかできません。帰りは●●の方へ行って●●へ行きましたが、当然ながら山の中なので、非農地の判断になるかと思えます。

会長 よろしいですか。これ撮りに行ったの？

事務局 はい。

会長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑の必要のある方のご発言の程お願いいたします。

これからはまたタブレットを活用してもいいね。

事務局 そうですね。

会長 何かございますかね。まだまだこういう非農地は出てきそうだね。

事務局 そうですね。

会長 まとめてやったらどう

事務局 はい。確かに一帯的にそういうことを行ってもいいかもしれないですね。

会長 あまり意言がないようなので

会長 議案第4号について、原案のとおり非農地と判断することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

（挙手）

会長 全員賛成と認めます。議案第4号については原案のとおり承認いたしました。

会長 では次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明の程お願いします。

事務局 はい。（報告読み上げ）

解約後ですが、この案件は議案第2号2番にありますように農地転用されております。以上です。

会長 報告第1号よろしいですかね。

では次に、その他について、事務局より説明お願いいたします。

事務局 その他

（遊休農地利用意向調査回答の報告、事務連絡）

次回総会は来年令和5年の1月5日木曜日午後2時からを予定しております。来年になりますけどよろしくお願いします。私からは以上になります。

会長 では、第29回総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和4年12月2日

議事録署名委員

1 番 稲葉 悟
4 番 村上 正毅